## Ⅰ　家電リサイクル法における家電4品目の取扱いについて

全国の市区町村において、小売業者が引き取る義務のない家電4品目についてどのような収集体制を構築されているかについて問うたところ、62.3%にあたる1,968 市区町村が「行政回収は行わない」と回答している。これは、前回の調査と同様であった。

また、行政回収を行わない 1,968 市区町村に対し、義務外品の回収システムについて問うたところ、地域小売店を中心としたシステムを構築していることが伺える。

義務外品のみ行政回収を行っている979 市区町村に対し、予想していた回収量と実際の行政回収量との比較について問うたところ、予想よりも行政回収量が少ない(43.5%)、ほぼ予想通りである(26.7%)と回答したところが多かった。

**問１　平成13年9月末現在の家電4品目の処理体制について該当する番号を選択して下さい。**

| | 市町村数(%) | 前回 |
|---|---|---|
| 1. 小売業者に引取義務のない家電4品目（義務外品）を含め行政回収は原則行わない。 | …… 1,968 (62.3%) | (65%) |
| 2. 小売業者に引取義務のある家電4品目（義務品）は行政回収しないが、義務外品は行政回収する。 | …… 979 (31.0%) | (31%) |
| 3. 義務外品、義務品を問わず家電4品目は行政回収する。 | …… 213 ( 6.7%) | ( 4%) |
| | 合計 3,160 (100%) | |

**問２　問1で1を回答した1，968市区町村（行政回収を原則行わない場合）の義務外品の回収システムについて該当する番号を選択して下さい。（複数回答）**

| | |
|---|---|
| 1. 主に、地域小売店が連携した回収システムである。 | …… 611 (31.0%) |
| 2. 主に、地域小売店と量販店が連携した回収システムである。 | …… 122 ( 6.2%) |
| 3. 主に、地域小売店と許可業者が連携した回収システムである。 | …… 245 (12.4%) |
| 4. 主に、量販店が中心の回収システムである。 | …… 52 ( 2.6%) |
| 5. 主に、許可業者が連携した回収システムである。 | …… 373 (19.0%) |
| 6. 主に、環境大臣指定業者による広域回収システムである。 | …… 81 ( 4.1%) |
| 7. 中心的な回収システムはない。 | …… 298 (15.1%) |
| 8. 把握していない。 | …… 146 ( 7.4%) |
| 9. その他 | …… 67 ( 3.4%) |

**問３　問1で2を回答した979市区町村について、法施行前に予想していた行政回収量と実際の行政回収量を比較した現在の状況として最も近いものを選択して下さい。**

| | |
|---|---|
| 1. ほぼ予想通りである。 | …… 261 (26.7%) |
| 2. 予想よりも行政回収量が多い。 | …… 66 ( 6.7%) |
| 3. 予想よりも行政回収量が少ない。 | …… 426 (43.5%) |

| | | |
|---|---|---|
| 4. わからない。 | …… | 197 (20.1%) |
| 5. その他 | …… | 29 ( 3.0%) |
| | 合計 | 979 (100%) |

## Ⅱ　廃家電4品目の行政回収の実績について

全市区町村に対して、廃家電4品目の行政回収について9月までの半年間の実績を問うたところ、平成13年度の実績を有する2,941市区町村においてエアコン4,240台、テレビ12,627台、冷蔵庫9,825台、洗濯機7,902台の合計34,594台が行政回収され、このうち指定引取場所へはエアコン3,481台、テレビ9,580台、冷蔵庫7,834台、洗濯機6,400台の合計27,295台が持ち込まれ、行政回収された廃家電4品目の約8割がメーカーに引き渡された。

また、平成12年度と平成13年度との比較では、比較できるデータを有する1,306市区町村でみると、廃家電4品目合計で平成12年4～9月では747,733台の行政回収実績だったのに対し、平成13年4～9月では15,223台であった。

**問4　平成13年4月～9月末までの家電4品目の行政回収の実績台数の合計を記入して下さい（行政回収とは、問1の行政が直接又は委託業者により回収することを指し、不法投棄物の回収分は含みません）。**

**また、平成12年4～9月末までの家電4品目の回収（粗大ごみ等による回収を指します。）実績について把握している市区町村にあっては、記入できる範囲で台数を記入して下さい。**

○平成13年度の行政回収の実績台数（市区町村数＝2，941、人口11，966万人）

| | | エアコン | テレビ | 冷蔵庫 | 洗濯機 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成13年 4～9月 | 実績台数 | 4,240台 | 12,627台 | 9,825台 | 7,902台 | 34,594台 |
| | うち引取場所 | 3,481台 | 9,580台 | 7,834台 | 6,400台 | 27,295台 |

注）引取場所：指定引取場所へ持ち込んで処理したもの

○平成12年度と13年度との行政回収の実績台数の比較

（市区町村数＝1，306、人口6，261万人）

| | エアコン | テレビ | 冷蔵庫 | 洗濯機 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成12年4～9月 | 90,192台 | 321,003台 | 179,415台 | 157,123台 | 747,733台 |
| 平成13年4～9月 | 1,828台 | 5,932台 | 4,086台 | 3,377台 | 15,223台 |

## Ⅲ　家電リサイクル法の施行に伴う不法投棄についてお伺いします。

⑴　9月末までに不法投棄された廃家電4品目の回収を行ったかどうかについて問うたところ、2,060 市区町村（65.2%）が回収したと回答した。また、不法投棄された場所について問うたところ、前回調査と同様に道路（53.8%）、ごみ収集場所（49.9%）、山林、田畑等（44.6%）の場所への不法投棄が多く見られた。不法投棄を行う者について問うたところ、前回調査と同様に住民と答えた市区町村（92.0%）が多かった。

また、不法投棄された廃家電については、現在処理方法を検討中（35.1%）とする市区町村が多かったが、前回調査と比較すると、家電リサイクル法のリサイクルプラントへ持ち込んだ市区町村が前回（9%）と比較して今回（30.6%）は増加した。

**問５　家電リサイクル法が施行された平成13年4月以降、9月末までに貴市区町村において不法投棄された家電4品目を回収しましたか。**

| | | 前回 |
|---|---|---|
| 1. 回収していない。 | …… 1,100 (34.8%) | (40%) |
| 2. 回収した。 | …… 2,060 (65.2%) | (60%) |
| | 合計 3,160 (100%) | |

**問６　問5で2を選択した2, 060市区町村について、回収した家電4品目はどのような場所に不法投棄されていましたか。（複数回答）**

| | | 前回 |
|---|---|---|
| 1. ステーション等のごみ収集場所 | …… 1,028 (49.9%) | (45%) |
| 2. 小売店の敷地 | …… 122 ( 5.9%) | ( 5%) |
| 3. 小売店以外の民有地 | …… 465 (22.6%) | (22%) |
| 4. 民有地以外の山林、田畑等 | …… 918 (44.6%) | (38%) |
| 5. 道路上、道路高架下等の公道 | …… 1,109 (53.8%) | (40%) |
| 6. 河川敷等の河川用地内 | …… 671 (32.6%) | (26%) |
| 7. 公園、港湾等の道路、河川以外の公共用地 | …… 459 (22.3%) | ( 7%) |
| 8. その他 | …… 205 (10.0%) | (17%) |

**問７　問5で2を選択した2, 060市区町村について、家電リサイクル法の施行後半年間を踏まえ、どのような者が不法投棄を行うとお考えですか。（複数回答）**

| | | 前回 |
|---|---|---|
| 1. 住民 | …… 1,896 (92.0%) | (95%) |
| 2. 小売業者 | …… 343 (16.7%) | (27%) |
| 3. 廃棄物処理業者（許可業者） | …… 137 ( 6.7%) | (11%) |
| 4. その他 | …… 455 (22.1%) | (15%) |

**問８　問５で２を選択した２，０６０市区町村について、不法投棄された家電４品目の処理をどのように行いましたか。**

前回

1. 主に市区町村、組合等の自前の処理施設で処理した。 …… 457 (22.2%) (16%)
2. 主に委託業者、許可業者等の廃棄物処理業者の処理施設で処理した。 …… 249 (12.1%) ( 7%)
3. 主に家電リサイクル法の指定引取場所へ持ち込み処理した。 …… 630 (30.6%) ( 9%)
4. 現在処理方法を検討中である。 …… 724 (35.1%) (57%)

合計 2,060(100%)

⑵　さらに、不法投棄台数の実績について問うたところ、２，０７８自治体（総人口の約８７%を占める）の合計では、９月までの半年間で廃家電４品目合計台数 59,857 台の不法投棄物を回収したとの回答であった。品目別に見ると、エアコン 9,216 台（人口１０万人あたり８．３台）、テレビ 28,673 台（人口１０万人あたり２６．０台）、冷蔵庫 12,527 台（人口１０万人あたり１１．３台）、洗濯機 9,441 台（人口１０万人あたり８．６台）であり、テレビが４品目合計台数の約４８%を占める結果となった。

４月以降の月毎の傾向を見ると、４品目合計台数では８月はやや増加したが全体としては月を追って減少傾向にある。

**問９　回収された家電４品目に関する不法投棄の実績データについて、分かる範囲で下表に不法投棄台数（回収した台数）を記入して下さい。**

（市区町村数＝２，０７８、人口＝１１，０３８万人）

| | 家電４品目合計 | エアコン | テレビ | 冷蔵庫 | 洗濯機 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成１３年４月 | 12,350 台<br>[11.2] | 1,530 台<br>[ 1.4] | 6,178 台<br>[ 5.6] | 2,611 台<br>[ 2.4] | 2,031 台<br>[ 1.8] |
| 平成１３年５月 | 11,687 台<br>[10.6] | 1,750 台<br>[ 1.6] | 5,768 台<br>[ 5.2] | 2,344 台<br>[ 2.1] | 1,825 台<br>[ 1.7] |
| 平成１３年６月 | 9,718 台<br>[ 8.8] | 1,550 台<br>[ 1.4] | 4,573 台<br>[ 4.1] | 2,093 台<br>[ 1.9] | 1,502 台<br>[ 1.4] |
| 平成１３年７月 | 8,625 台<br>[ 7.8] | 1,448 台<br>[ 1.3] | 3,970 台<br>[ 3.6] | 1,781 台<br>[ 1.6] | 1,426 台<br>[ 1.3] |
| 平成１３年８月 | 8,897 台<br>[ 8.1] | 1,670 台<br>[ 1.5] | 4,041 台<br>[ 3.7] | 1,802 台<br>[ 1.6] | 1,384 台<br>[ 1.3] |
| 平成１３年９月 | 8,580 台<br>[ 7.8] | 1,268 台<br>[ 1.1] | 4,143 台<br>[ 3.8] | 1,896 台<br>[ 1.7] | 1,273 台<br>[ 1.2] |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計（4～9月） | 59,857 台<br>[54.2] | 9,216 台<br>[ 8.3] | 28,673 台<br>[26.0] | 12,527 台<br>[11.3] | 9,441 台<br>[ 8.6] |

注）下段の[　]内の数値は人口10万人あたりで換算した数値。なお、平成13年4～9月に全国の指定引取場所で引き取られた家電は約449万台であり、人口10万人あたりでは約3，540台となる。